

【論文】

インターネット上の年齢確認と成人の知る自由 —Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

井上 幸希

Yuki Inoue

キーワード 表現の自由、合衆国憲法修正1条、未成年者保護、年齢確認、成人の知る自由

本稿は、Paxton 判決を素材として、インターネットにおける年齢確認が及ぼす影響について考察するものである。

はじめに

有害な表現から未成年者を保護するという目的について、それが重要であることを疑うものはほとんどいないであろう。しかし、有害な表現から未成年者を保護することを目的とした表現規制がなされることで、成人の表現の自由、すなわち知る自由が制限されうる場合もある。日本における青少年保護育成条例における有害図書規制がまさにその典型例であるが、本稿で検討する Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton¹ は印刷メディアの事例ではなく、インターネットの事例であり、当該サイトの内容の3分の1以上が未成年者にとって有害な性的表現であることを知りつつ故意に公開または配布する商業主体に対して、ユーザーが成人であることを確認することを求める州法の合憲性が争われた事例である。同判決において、被告側はこの年齢確認が当該ウェブサイトアクセスしようとする成人の表現の自由に対して萎縮的効果を生じさせていると主張しており、本稿はこの点に着目してインターネット上の規制方法と成人の表現の自由との関係性について考察する。

I. Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton

【事実の概要】

テキサス州は、多くの州と同様に、未成年者に対する性的に露骨な表現物の配布を禁止している²。しかし、この禁止規定は実店舗に対しては有効であるものの、インターネット上のコンテンツに対しては執行することが困難であったことから、同州は、2023年 H. B. 1181³ (以下、本件州法とする。)を制定し、

¹ 606 U.S. _ (2025).

² Tex. Penal Code Ann. § 43.24(b) (West 2016).

³ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.001 et seq. (West Cum.Supp. 2024).

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

未成年者にとって有害な性的表現をウェブサイト上で公開する対象の商業主体に対し、当該資料へのアクセスを試みる個人が18歳以上であることを確認するため、合理的な年齢確認方法を用いることを義務付けた⁴。年齢を確認するため、対象となる商業主体は閲覧者に対し、「政府発行の身分証明書」または「公的・私的な取引データに基づく商業的に合理的な方法」を用いた商業用年齢確認システムへの遵守を求めなければならない⁵。また、当該商業主体は、自らあるいは第三者サービスを通じて確認を行うことができる⁶。

商業主体が故意に同法に違反した場合には、テキサス州司法長官は、当該違反の差し止めを求める訴訟を提起することができることに加えて⁷、同司法長官はウェブサイトが法令に違反している期間につき、1日あたり最大1万ドルの民事制裁を請求することができるほか、当該違反の結果として未成年者が対象となる性的な表現物にアクセスした場合、最大25万ドルの追加制裁を請求することができる⁸。

本件州法は、「ウェブサイト上で、その内容の3分の1以上が未成年者にとって有害な性的表現であることを知りつつ故意に当該表現を公開または配布する商業主体」に適用される。同法は「未成年者に有害な性的表現」を以下のように定義している。すなわち、(1)全体として、未成年者にとって好色の興味に訴えるものであり、(2)未成年者にとって明らかに不快な方法で、性交、自慰行為、ソドミー行為、猥褻、口腔性交、鞭打ち、排泄を含む、様々な性行為や人体の一部を描写、陳列または叙述するものであり、(3)未成年者にとって、真の文学的、芸術的、政治的、科学的価値を欠いている表現行為であるとする⁹。

ポルノ産業の業界団体 (Free Speech Coalition) やポルノサイトを運営する企業グループらは、本件州法が対象となる表現への成人のアクセスをする権利を不当に侵害するものとして、合衆国憲法修正1条に基づき文面上の違憲を主張し、テキサス州司法長官を提訴し、同法の執行差し止めを求めた。テキサス州西地区連邦地方裁判所は、原告らの主張が認められる可能性が高いと判断し、仮差止め命令を認めた¹⁰。同裁判所は、本件州法が表現内容に基づいて、成人に対して憲法上保護されている言論へのアクセスを制限するものであるため、厳格審査基準¹¹に服すると判示した。同裁判所は、目的審査において、「未成年者のポルノへのアクセス防止」というテキサス州のやむにやまれぬ利益を認めたが、手段審査にお

⁴ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.002 (a).

⁵ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.003(b)(2).

⁶ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.003(b).

⁷ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.006(a).

⁸ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.006(b).

⁹ Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. § 129B.001(6).

¹⁰ Free Speech Coalition, Inc. v. Colmenero, 689 F. Supp. 3d 373 (W.D. Tex. 2023).

¹¹ この厳格審査基準の下では、州は当該規制目的がやむにやまれぬ政府の利益を実現するためであること、さらには当該目的と手段との関係において厳密な整合性 (narrowly drawn) があることを立証しなければならない。

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition. Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

いて、同裁判所は、本件州法が当該利益を達成するために厳密な整合性を有しており、かつ最も制限的でない手段であることを州が立証できていないと判断し、本件州法を違憲と判示した。しかし、第5巡回区連邦控訴裁判所は、原告の主張が認められる可能性は低いとして、差止命令を取り消した¹²。同裁判所は、本件州法を大人にとってはわいせつではないが、子どもにとってはわいせつな表現物を未成年者へ配布することを規制するものと位置づけ、同法の合憲性を判断する審査基準について、同法は厳格審査基準の対象にはならないと判断した。同裁判所は、本件州法について合理性の基準のみが適用されると判断し、同基準を適用した結果、本件州法の年齢確認要件が未成年者によるポルノへのアクセスを防止するという、政府の正当な利益と合理的に関連しているとして、原告の意義を斥けた。その後、原告らは第5巡回区連邦控訴裁判所の判決の執行停止を求めたが、連邦最高裁はこれを却下した。他方で、連邦最高裁は、本件州法の年齢確認要件が文面上合憲であるか否かを審査するため、上告受理(certiorari)を認めた。

【Thomas 裁判官による法廷意見 (Roberts 長官、Alito、Gorsuch、Kavanaugh、Barrett 各裁判官が同調)】

Thomas 裁判官は、本件州法が、子どもにとってはわいせつな表現に成人がアクセスする際に年齢確認を要求するのみであるため、成人の保護された言論を直接規制するものではないと述べつつも、本件州法が合衆国憲法修正1条の審査を完全に免れるわけではないと説示した。加えて、同裁判官は、成人は未成年者にとってはわいせつな表現にアクセスする権利を有するが、年齢確認を回避する合衆国憲法修正1条上の権利までは成人に保障されていないことから、成人に対する負担は合衆国憲法修正1条によって保護されない行為規制に伴う付随的な負担にすぎず、厳格審査基準ではなく中間審査基準¹³に服すると判示した。そして、同裁判官は、この中間審査基準の下、本件州法は言論の自由の抑制とは無関係な重要な政府利益を促進し、その達成のために必要以上の負担を課していないと判断した。未成年者を性的にあからさまな表現から保護することは重要な利益であり、インターネット上で年齢確認を行うことはそのための伝統的かつ適切な手段であるとして、同裁判官は本件州法を合憲と判示した。

【Kagan 裁判官による反対意見 (Sotomayor、Jackson 各裁判官が同調)】

反対意見を執筆した Kagan 裁判官は、本判決と類似する先例に則り、本件州法が成人に対して保護されている表現の閲覧を妨げていることを強調した。同裁判官は、本件州法が当該言論にアクセスする権利を有する者に対し、閲覧に際して負担を強いているため、本件州法は表現に付随的に負担を課すのではなく、その内容ゆえに言論を直接規制していることから、本件州法の合憲性を判断する審査基準とし

¹² Free Speech Coalition v. Paxton, 95 F. 4th 263 (2024).

¹³ 中間審査基準とは、当該規制目的が重要な政府の利益 (important government interest) を促進し、当該目的と手段とが実質的に関連していること (substantially related) を、政府あるいは州の側が立証しなければならないというものである。

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由
—Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—
て厳格審査基準を適用すべきであると批判した。

II. 本判決の検討

本件における問題点として、本件州法が表現内容に基づく規制か、それとも表現内容に中立的な規制か否かという点が、適用される審査基準の厳格度にどのように影響するのかということがあげられる。また、法廷意見は本件州法の合憲性を判断する審査基準として、中間審査基準を適用すると宣言したが、その際依拠した先例が象徴的言論の事例である *United States v. O'Brien*¹⁴であったという点についても、同判決に依拠することが正しい判断であったのか議論の余地がある。さらに、反対意見はインターネット上の年齢確認がより制限的な他に選ぶ手段ではないと法廷意見を批判しながらも、何がより制限的な他に選ぶ手段なのかについて、具体的に提示していないという点も問題であろう。本件州法によって規制される表現が「大人にとってはわいせつではないが子どもにとってはわいせつな表現」であることから、本判決の射程が限定的なものであるとはいえず¹⁵、以上のように検討すべき問題がいくつ存在する¹⁶。そこで、以下では本件州法が成人の知る自由を制限するか否かということが、本件州法の合憲性を判断する審査基準の厳格度にどのように影響しているのかについて考察する。

1. インターネット上の有害情報の規制に関する先例

本判決と同様に、インターネット上の有害情報の規制の合憲性が争われた先例として、1997年の *Reno v. American Civil Liberties Union*¹⁷および2004年の *Ashcroft v. American Civil Liberties Union*¹⁸があげられる。本判決において、法廷意見は両判決を引用した上で、当該州法の合憲性を判断している

¹⁴ 391 U.S. 367 (1968).

¹⁵ Note, *First Amendment—Freedom of Speech—Content Discrimination—Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton*, 139 HARV. L. REV. 270, 276-78 (2025).

¹⁶ 大人にとってはわいせつではないが、子どもにとってはわいせつな表現を規制する立法の合憲性を判断する際、印刷メディアの事例である *Ginsberg* 判決では、当該表現がもたらす有害な影響を立証することを州側に求めなかった。この因果関係の立証の問題については、改めて検討する必要があると考えるが、これについては別稿に委ねることとする。

¹⁷ 521 U.S. 844 (1997). なお、同判決の邦訳として、松井茂記・福島力洋「レノ対アメリカ人権協会事件 合衆国最高裁判所判決—インターネットと表現の自由」*阪大法学* 48巻4号(1998年)1087頁を参照、また、同判決の評釈として、阪口正二郎「インターネットにおける性表現の規制 (*Reno v. ACLU*, 117 S. Ct 2329 (1998))」*法律時報* 70巻8号(1998年)70頁、福島力洋「インターネットと表現の自由」*阪大法学* 48巻4号(1998年)57頁を参照。

¹⁸ 542 U.S. 656 (2004) (*Ashcroft II*). なお、本判決においては、加藤隆之「アメリカ合衆国におけるわいせつ概念の地域的基準—インターネット上の性表現行為への地域的基準を適用することの合憲性に関する2002年 *American Civil Liberties Union* 判決の検討を中心として—」*法学新報* 111巻11・12号(2005年)95頁を参照。

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition. Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

のであるが、両判決ともに、問題となった法律は表現内容に基づく規制であるため厳格審査基準を適用して、当該法律の合憲性を判断している。一方で、本判決における法廷意見は、本件州法は表現内容に基づく規制ではなく、表現内容中立規制であるとし、当該州法の合憲性を厳格審査基準ではなく中間審査基準を適用して判断を下した。このように適用する審査基準の厳格度を下げた理由として、法廷意見は、本件州法による規制、つまり、インターネット上での年齢確認という方法が、表現内容を直接規制するものではなく、当該表現により生じる付随的效果を規制するものであると指摘した。そこで以下では、インターネット上の有害情報をどのように規制すべきかという点につき、本判決においても比較されていた先例をもとに検討を加えていく¹⁹。

1) Reno 判決

インターネット上の有害情報の規制の合憲性について、連邦最高裁が初めて判断したのが、1996年の Reno 判決であった。同判決において問題となった通信品位保持法 (Communications Decency Act of 1996、以下 CDA とする。) は、「わいせつなまたは下品なメッセージを 18 歳未満の者へ故意に伝達すること²⁰」、および「18 歳未満の者が入手可能な形で明らかに不快なメッセージを送信し、または陳列すること²¹」を禁止し、上記に違反した者については罰金または 2 年以下の自由刑に処されるか、もしくはその両者が科される、という規定であった。連邦最高裁は、大人にとってはわいせつではないが子どもにとってはわいせつな表現を規制した州法を合憲と判示した Ginsberg v. New York²² および下品なラジオ放送の規制を合憲と判示した FCC v. Pacifica Foundation²³、さらに居住地域から成人映画館を排除するゾーニング条例を合憲と判示した Renton v. Playtime Theatres, Inc.²⁴ という三つの先例をもとに、CDA の規定が過度に広汎であること、インターネットは放送メディアが有する電波の希少性という特徴を有していないこと、CDA の目的が下品な表現および明らかに不快な表現から子どもを保護することであり、ゾーニング条例のように劇場が助長する犯罪等の二次的效果から保護することではないことを指摘した。以上の点を踏まえ、法廷意見は CDA が表現内容に基づく規制であるため厳格審査基準を適用すると述べた。法廷意見は、まず目的審査について、子どもを有害な情報から保護するという政府利益はやむにやまれぬものであると認定したが、その目的を達成するための手段が過度に広汎な規制であると指摘した。この点につき、法廷意見は、「CDA の適用範囲が、Ginsberg 判決および Pacifica 判決において合憲とされた規制とは異なり、営利的表現や営利団体に限定されておらず、下品なメッセージを投稿したり、未成年者

¹⁹ Reno 判決および Ashcroft II 判決の内容については、井上幸希「未成年者保護を目的とした表現規制をめぐる法的諸問題」(博士論文、2022 年) 157-79 頁の中から一部抜粋している。

²⁰ 47 U.S.C.A. § 223(a)(Supp. 1997).

²¹ 47 U.S.C.A. § 223(d).

²² 390 U.S. 629 (1968).

²³ 438 U.S. 726 (1978).

²⁴ 475 U.S. 41 (1986).

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition. Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

のいる前で自らのコンピューター上に下品な内容のメッセージを表示させたりするすべての非営利団体や個人をも包含するほど広汎な規制である」と判示した²⁵。そして、法廷意見は、未成年を保護するという政府利益の重大さは、この広汎な法律がカバーする領域のどの点においても一様に重大なものだとはいえないのは明らかであり、加えて、言論に対するこれほどまでに広汎な内容に基づく規制が、なぜより制限的ではない規定では CDA ほどの効果を得ることができないのかを、政府は立証しなければならないが、それについて政府は説明していないと述べ、法廷意見は CDA が合衆国憲法修正 1 条に違反すると判示した²⁶。

インターネットは既存のメディアとの関係でどのように位置づけられるのかについて、法廷意見はインターネットの位置づけとして、インターネットはラジオやテレビほど侵入的ではなく、放送電波のような稀少性もないため、Pacifica 判決と本判決とは区別できると説示するとともに、インターネット上で情報を受領するためには、ラジオ放送のように単にダイヤルを回すこと以上の、一連の意図的かつ積極的な手段をとる必要があり、子どもが一人で情報を引き出すためには一定の能力が必要とされると指摘した²⁷。

2) Ashcroft II 判決

Reno 判決と同様に、インターネット上の有害な情報から未成年者を保護するために制定された法律の合憲性が問題となったのが Ashcroft II 判決である。同判決において合衆国憲法修正 1 条に違反するか否かが争われた法律は COPA²⁸であり、同法は、先述した Reno 判決において指摘された憲法上の問題点を修正した形で連邦議会によって制定されたものである。

Ashcroft II 判決において、連邦最高裁は、COPA が表現内容に基づく規制であるため、厳格審査基準を適用し、同法の合憲性を判断すると述べるとともに、同法よりも制限的でない他の選ぶる手段が存在するか否かについて検討を行った。その際、同裁判官が提示した COPA よりも制限的でない他の選ぶる手段というのが、フィルタリングソフトであった。同裁判官はフィルタリングソフトの有効性について、フィルタリングソフトにおけるブロッキングは正確さに欠けるという点を指摘する一方で、フィルタリングソフトの方が COPA よりも制限的でない他の選ぶる手段であり、効果的であると判示した。

2. Reno 判決および Ashcroft II 判決と本判決との相違点

まず、規制対象が何かという点において、COPA と CDA の相違点は、第一に、CDA が営利目的か否かを問わず、インターネット上の情報提供者を規制対象としていたのに対し、COPA は営利目的もしくはそれ

²⁵ Reno, 521 U.S. at 877-78.

²⁶ *Id.* at 879.

²⁷ *Id.* at 868-70.

²⁸ 47 U.S.C. § 231.

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition. Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

を業とするWWW上の情報提供者を規制対象としている点、第二に、CDAが「わいせつな」または「下品な」メッセージを18歳未満の者に伝達することを禁じていたのに対し、COPAは、「未成年者にとって有害な」情報を17歳未満の者に送信することを禁じている点である。加えて、CDAにおいては、「下品な」および「明らかに不快な」表現がどのようなものであるのかについて定義がなされていなかったのに対し、COPAにおいては「未成年者にとって有害な」情報に関する定義がなされている。第三に、COPAには、インターネット上で禁止されている情報に未成年者がアクセスするのを防いだことを示した者については、違法性が阻却され、有罪とはされないという積極的抗弁の規定が定められているが、CDAには上記のような規定は存在しないという点である。一方で、本件州法は、規制対象を具体的に提示し、「大人にとってはわいせつではないが子どもにとってはわいせつな表現」に限定しているといえるとともに、本件州法に違反した者については、CDAおよびCOPAのような刑事罰ではなく、民事上の制裁にとどまっているという相違がある。

続いて、それぞれの規制が表現内容に基づく規制か否かについて、連邦最高裁はCDAおよびCOPAが表現内容に基づく規制であるとして、その合憲性を判断する際、厳格審査基準を適用すると述べ、それぞれの規制を違憲と判示している。これに対して、本件州法について、連邦最高裁は表現内容に基づく規制であることは否定しなかったものの、本件州法は、インターネット上での年齢確認が成人の表現へのアクセスを制限するものであるが、このような制限は表現を直接規制するものではなく、あくまでも付随的な規制であることから厳格審査基準ではなく、中間審査基準を適用すると判示した。

このような審査基準の適用方法は、先例とも異なっていた²⁹。Reno判決およびAshcroft II判決を概観する限り、未成年者保護のためにインターネット上の有害情報を規制するということは表現内容に基づく規制であるといえ、本件州法もそうであるといえる。よって、未成年者を保護するために法によって有害な表現を規制することは、未成年者を有害な表現から保護することができる一方で、成人の言論へのアクセスを制限してしまうため、慎重に判断することが求められる。

もっとも、本判決においては、この点に関する検討が十分になされていないといえよう。本件州法においても、連邦最高裁は、成人の表現へアクセスする権利に対する制限が生じて、それは付随的なものであり、年齢確認をすれば成人は当該サイトにアクセスができるということから、本件州法は表現を直接規制するものではないとして、厳格審査基準ではなく中間審査基準を適用したといえる。しかし、閲覧者は、年齢確認を行えば当該サイトにアクセスができるということではあるものの、そのためには、成人であることが証明できる身分証をインターネット上で提示し、身元情報を入力する必要がある。この点については個人情報の流出の危険性や利用記録が追跡可能であるという懸念を完全には排除できない。こうした懸念により、当該サイトの閲覧を控えてしまう成人も存在するといえる。そうであるなら

²⁹ この点については、Kagan 裁判官による反対意見においても指摘されていた。See Thomas A. Berry, *A Disappointing Supreme Court Decision Weakens Online First Amendment Protections*, CATO INST.: CATO AT LIBERTY (June 27, 2025, at 17:50 ET).

井上(幸)：インターネット上の年齢確認と成人の知る自由

—Free Speech Coalition, Inc. v. Paxton, 606 U.S. _ (2025)を素材として—

ば、この年齢確認が成人にとって萎縮効果となり、結果として成人の当該表現へのアクセスが制限されることになってしまうといえよう。したがって、成人の表現へアクセスする権利に対する制限を付随的なものと捉え、それを理由に厳格審査基準ではなく、中間審査基準を適用した本判決の判断枠組みについては、なお検討の余地があるといえよう。

おわりに

Reno 判決から Paxton 判決に至る判例の展開は、未成年者保護という目的の重要性が低下したことを示すものではなく、むしろ年齢確認規制の特性と、それが成人の知る自由に及ぼす負担をどう捉えるかによって、適用される審査基準の選択が左右され得ることを示唆しているといえるのではないだろうか。本判決は、成人が最終的に当該コンテンツにアクセス可能であることを重視し、インターネット上での年齢確認による成人への影響を付随的效果として位置づけ、中間審査基準を適用した。しかし、インターネット上で年齢確認を行うことは、匿名性の喪失や個人情報の取扱いに関する懸念を通じて、成人利用者に萎縮的效果を生じさせ得る構造を有している。こうした実質的影響の可能性を踏まえると、本判決が厳格審査基準ではなく中間審査基準を適用したことについては疑問の余地があるといえ、この点を含め、本判決においては多くの検討すべき問題があるといえよう。